

第11回

越谷市教育委員会議事録

令和7年9月26日

定例会

令和7年第1回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 令和7年9月26日
招集の場所 越谷市役所第二庁舎3階 教育委員会室
開閉会日時 開会9月26日 午前10時00分
閉会9月26日 午前11時57分

出席委員

教育長	野口久男	教育長 教職務代理者	五十畠勝己
委員	渡辺律子	委員	山口文平
委員	上原美子		

欠席委員 足立夢実

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	小泉隆行	学校教育部長	磯山貴則
教育総務部 副参事兼 教育総務課長	会田修	学校教育部 副参事兼 学務課長兼 小中一貫校 整備室長	菊池邦隆
教育総務部 副参事兼 生涯学習課長 スポーツ振興 課長	川澄大治	学校教育部 副参事兼 給食課長	小澤正和
図書館長 生涯学習課 調整幹兼 科学技術体験 センター所長	坂巻孝二	学校管理課長	斎藤邦貴
越ヶ谷 公民館長	濱田尊則	指導課長	千嶋淳一
	小抜麻衣子	教育センター 所長	田嶋栄藏
	山納朋美	学校管理課 調整幹 給食課 調整幹兼 第一学校給食 センター所長	杉田直也
			砂原邦彦

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 調整幹	鈴木理香
--------------	------

	議 事	てん末
議案	議 案	
	・第42号議案 埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用者登録等に関する規則の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第43号議案 令和8年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について	原案可決
	・第44号議案 越谷市教育委員会事務局職員の分限処分について	原案可決 (秘密会)
	協議事項	
	・第4期越谷市教育振興基本計画（素案）について	
	・教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴う意見聴取について	秘密会
	・越谷市立小中学校管理規則の一部改正による小中学校の長期休業日の延長について	
	・越谷市立小中学校管理規則の一部改正による学校職員の勤務時間の割振り等について	
状況		
	その他	
	・令和7年9月定例市議会について	
	・教育総務部所管施設の指定管理者の指定について	
	・令和7年度第1回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について	
	・令和7年度第1回越谷市いじめ防止対策委員会について	

◎開会の宣告

野口教育長 それでは、これより9月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議に当たりまして、越谷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、足立委員より欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

また、議事に入ります前にお諮りいたします。越谷市教育委員会会議規則第16条の規定により、本日の協議事項2の協議において、関係する市長部局の職員として、行財政部行政管理課長及び行政管理課調整幹の同席を許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 ご異議ないようですので、協議事項2の協議の間、会議への同席を許可することとさせていただきます。

本定例会に関し、現在のところ傍聴許可願の提出はございませんが、越谷市教育委員会傍聴人規則第1条第2項の規定により、開会後に許可願が提出された場合、傍聴を許可したいと存じます。

はじめに、第44号議案については、人事案件が含まれる内容であることから、協議事項2については、令和7年12月市議会定例会に上程する議案に関する事項であり、意思形成過程であることから秘密会とし、先に審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

(午前10時00分)

◎第42号議案 「埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用者登録等に関する規則の一部を改正する規則制定について」

野口教育長 それでは、第42号議案「埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用者登録等に関する規則の一部を改正する規則制定について」、生涯学習課長から説明いたします。

生涯学習課長。

川澄生涯学習課長 それでは、第42号議案 埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用者登録等に関する規則の一部を改正する規則制定について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の1ページをご覧ください。

第42号議案 埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用者登録等に関する規則の一部を改正する規則制定について。

埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用者登録等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年9月26日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、埼玉県東南部地域公共施設予約案内システム口座振替事務における伝送システムの変更等に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

主な改正の内容でございますが、資料、新旧対照表の1ページをご覧ください。はじめに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年12月1日に施行され、現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本とする仕組みに移行することに伴いまして、登録申請者の本人確認に係る規定の第5条第4号の「健康保険の被保険者証」を削除いたします。

次に、2ページをご覧ください。埼玉県東南部地域公共施設予約案内システム口座振替事務における伝送システムが変更されることから、第15条第2項中の「26日」を「末日」に改めるものでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。予約案内システム利用者登録申請書を規定している第1号様式の上部にあります施設使用欄の確認欄の「免許証・保険証・その他」を削るとともに、同様式中の下部にあります払込日欄の「26日」を「末日」に改めるほか、その他様式の体裁を整えるものです。

また、4ページの予約案内システム利用者登録更新申請書を規定している第3号様式及び5ページの予約案内システム利用者登録カード再発行申請書を規定している第4号様式の上部にあります施設使用欄の確認欄の「免許証・保険証・その他」を第1号様式同様に削りまして、併せて様式の体裁を整えるものでございます。

なお、この規則は令和7年10月1日から施行し、改正前の規則に定める様式は当分の間、所要の調整をして使用することができることいたします。

第42号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

野口教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますでしょうか。

山口委員。

山口委員 保険証での確認が廃止されることで、マイナンバーカードでの確認はできるのでしょうか。

野口教育長 生涯学習課長。

川澄生涯学習課長 マイナンバーカードや免許証、その他学生証、パスポート、そういういったもので本人確認をすることとしております。

野口教育長 山口委員。

山口委員 健康保険証の交付が廃止されることで、マイナンバーカードを作らない人が資格確認書を持つという人もいると思うのですけれども、それは確認の書類に該当するのでしょうか。

野口教育長 生涯学習課長。

川澄生涯学習課長 先ほど第5条の第4号を削るとご説明をいたしましたが、同条第5号、今回繰り上がりで第4号になりますけれども、その他登録申請者が本人であることを確認することができると教育委員会が認める書類という規定がございます。これに資格確認書は該当することになり、また、その他、例えば学生証や、写真プラス名前、住所が書いてあるもの、そういうものが利用できると考えております。

野口教育長 他の方いかがですか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 これより第42号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第43号議案 「令和8年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について」

野口教育長 続きまして、第43号議案「令和8年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について」、学務課長から説明いたします。

学務課長。

菊池学務課長 それでは、第43号議案 令和8年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の9ページをご覧ください。

第43号議案 令和8年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について。

令和8年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について、別紙のとおり決定する。

令和7年9月26日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、令和8年度当初人事異動を行うに当たり、越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針を決定する必要があるため、提案するものでございます。

恐れ入りますが、会議要項の11ページをご覧ください。

人事異動の方針は、毎年埼玉県教育委員会が定めた人事異動の方針を踏まえ、決定しているものでございます。この人事異動の方針に基づきまして、市町村教育委員会と県教育委員会が連携、協力しながら人事異動の事務手続を進めております。

「1 基本方針」ですが、以下の方針が示されております。

(1) 適材を適時に適所に配置すること。

(2) 人材育成を期すること。異動は最大の研修であるとも言われております。

(3) 地域差・学校差を是正すること。

（4）全市的・長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施し、本県・本市教育水準の向上を図ること。

（5）地域採用教職員は、人材育成や学校間の教職員組織の均等を勘案して適切な配置に努めること。

（6）役職定年後の教職員及び再任用職員は、全市的視野から適切な配置に努めること。

（7）女性教職員の積極的な登用に努めること。

（8）障がいのある教職員の異動については、個々の障がいの状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努めること等が掲げられています。

「2 転任・転補」でございますが、「1 基本方針」を受け、「魅力ある学校づくりを目指し、適材を適時に適所に配置すること」、「教職員組織の充実を図ること」、「新規採用後早期に複数校を経験するよう積極的に異動を行うこと」、「同一校勤務年数が長い者については、積極的に異動を行うこと」等、5項目が掲げられております。

続きまして、会議要項の12ページをご覧ください。その他、「3 登用」、「4 人事交流」が示されております。来年度に向けまして、これらの基本方針に基づき、適正な人事事務を進めてまいりたいと存じます。また、この基本方針のほか、各学校長の学校経営方針を踏まえた魅力ある学校づくりにつながる人事異動、教職員を生かし育てるための人事異動にしていきたいと考えております。

第43号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

野口教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

上原委員。

上原委員 ただいまのご説明いただきました方針については、異論はございません。

ぜひお願いしたいことが1点ございます。基本方針の（5）新規採用教職員についてでございます。文部科学省の報告によりますと、教員の病気休暇、精神疾患による病気休暇は年々増加傾向にございまして、中でも新規採用の1年目から5年未満の教職員の病気休暇というものが現状でございます。その際、ここに書いてございますように、ぜひ適切な配置というところをお願いしたいと思っておりまして、もちろん学校風土等もございますので、適性を判断いただいて、新規採用教職員については配置をぜひお願いをしたいと思っております。

あと、もう一点よろしいですか。

野口教育長 はい、上原委員。

上原委員 人事異動とは直接的には関係ないのですが、臨時の任用の教職員も大変多くなっている現状があると思うのですが、正規の方に比べますと研修の機会が大変少ないと想いますので、

ぜひ先ほどの病気休暇、離職も含めてなのですが、臨時的任用の教職員に関しても、今後も心配りをお願いしたいと思っております。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 新採用教職員数につきましては、本市では50人の年や100人を超える年もございます。

積極的に初任者を本市で採用して、各学校でOJTの視点で育て、将来の学校教育を支える人材を育てていきたいと考えております。配置につきましては、事前に本人との面談もございますし、教育長をはじめ学校教育部管理職の面談の中で本人のよいところを見つけ、特技や強みを伸ばせるような学校への配置に努めてまいりたいと思います。

なお、本市におきましては、初任者に対する研修を中核市として独自に行い、かつ中学校の教科については、横のつながりも大切にするために県の研修にも参加をさせているところでございます。また、特にゴールデンウイーク明けにメンタルで少し気持ちが落ち込んでしまうデータもあることから、指導主事が学校に訪問して初任者と1対1で話をするという時間をつくり、サポートしております。

また、中学校の教科指導教員、学校の担当教員、拠点校指導教員等様々な教員がおりますので、様々な研修の場あるいは校長会の場で、初任者や臨時的任用の教職員のメンタルケアや研修サポートを丁寧に行うよう伝えてまいります。

最後になりますが、県教育委員会も初任者サポートについて重く受け止めております。初任者は全員で育てる、また、初任者には、困ったことがあつたら誰にでも相談するようにと「初任者育成のためのリーフレット」を配付して説明しています。今後、全教員が一致団結して、同じ気持ちで若手を育ててまいります。

2点目の臨時的任用の教職員についての研修でございますが、本市におきましては経験が1年目から3年目の臨時的任用の教職員について、特に手厚く、授業等を元校長等の退職の指導員が手取り足取り授業についてアドバイスを行う、あるいは各学校でも研修しております。例えば情報セキュリティや人権に関する研修、また本人が希望すれば参加できるような研修のシステムも構築しております。臨時的任用の教職員に対する心配りというお話でございましたので、しっかりと肝に銘じてやってまいりたいと存じます。

野口教育長 よろしいですか。

上原委員 今後ともぜひ、ご説明いただいたような手厚いご指導、ご支援をご検討いただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

野口教育長 他にありませんか。

渡辺委員。

渡辺委員 基本の情報としまして、本市の教員の小学校、中学校の男女比、管理職の男女比等を教えていただきたいと存じます。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 本市の管理職の男女比でございますが、本年度につきまして小中学校合わせて44名校長がいるのですが、女性が8名、18.18%の割合でございます。8名の内訳は、小学校の校長が7名、中学校の校長は1名でございます。

同じく教頭の管理職につきましては50名配置しております、女性は7名、14%の割合でございます。内訳は、小学校が5名、中学校が2名でございます。例年増えたり減ったりはあるのですが、本市においてはこのような状況でございますが、女性の登用、当然活躍できる方はたくさんおりますので、積極的に、もしそういう気持ちがあるのであれば挑戦していただけるように、校長に様々な場面でお話をして、声をかけているところでございます。

続きまして、本市の教職員の男女比でございますが、9月1日現在の県費負担教職員の年齢構成、本採用、再任用、臨時の任用の教職員を合わせたものでございますが、1,579名の教職員がおりまして、男性が690名、女性が889名、女性の方が多い状況でございます。小学校の方が女性教員が多くて、中学校は若干男性教員が多いという状況でございます。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 校長が、中学校は女性が1名なので、女性もどんどん活躍していただきたいなと思っております。引き続き女性教員の管理職への登用ということを進めていただけたらなと思いました。

あともう一つ、障がいを持っていらっしゃる教員の数は、ちなみに何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

野口教育長 学校教育部長。

磯山学校教育部長 障がいを持っている教員の調査に関しましては、県教育委員会が直接行っていることでございます。調査をかける際に、校長を通してその障がい種等について県に報告する場合と、直接は市教育委員会に言いたくないので県に直接というルートもありますので、市教育委員会として把握ができないという状況でございます。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 例えば視覚や聴覚に障がいを持っていらっしゃるということは、教育委員会としては把握していらっしゃらないということですか。

野口教育長 学校教育部長。

磯山学校教育部長 教員採用試験において、色覚の検査等はなく、採用の要件にはございませんので、私どもとしても把握はしていない状況でございます。ただし本人が、障がいを持った上で採用された場合、配置校の校長に相談をして適材適所の配置をすることになりますので、それについては当然教育委員会としても把握をしながら進めていくということでございます。かつては、耳が不自由な教員がおり、校長と連携を取りながら配置を進めるに当たって、聾学校に配置転換をする方向で進めたという経緯もございました。様々なところでこちらも把握をして、必要があ

ればその障がい等に応じた支援をしていくという形になると考えます。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 障がいのある教職員について、把握をしようという働きかけはしていらっしゃるのですか。

野口教育長 学校教育部長。

磯山学校教育部長 障がいのある教職員の把握というのは大切なことではありますが、ただそれはあくまでもプライバシーの観点から、明らかにすることができない難しい状況もございます。この点に関しては任用時、教職員の任用については県教育委員会となるわけですけれども、そこで把握されたことについては当然情報が全て共有されますので、その情報に基づいて適材適所に配置し、また、配置する校長と全て情報を提供し、配慮すべきことについては情報共有しているところでございます。

渡辺委員 分かりました。

野口教育長 例えばペースメーカー入れていらっしゃる教職員がいると、校内人事では、きっと校長でそのことを把握されていて、負担にならないようにするなどの配慮はしているのだと思うのです。

学校教育部長。

磯山学校教育部長 教育長が申し上げたとおり、例えば何か事故に遭って、障がいを負うことになった教員についても、校長と密に連絡調整を図りながら適材適所に配置するとともに、教育委員会としてすべきことがあれば当然行わなければなりませんので、校内人事で、あるいは教職員の人事異動によって教職員が不利益を被らないように、きちんと把握をした上で進めていくことが大事だと捉えております。

渡辺委員 分かりました。

野口教育長 五十畠委員。

五十畠教育長職務代理者 小中一貫の3学園構想が令和9年度からスタートするわけですけれども、学校の特色を生かすという観点で、人事異動、配置の点で配慮していること、考えていることがあつたら教えてもらいたいです。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 どの学校も市内で均一に同じ水準というのは大原則としつつ、例えばですけれども、川柳小学校につきましては高学年棟と2つ校舎になりますので、叶うかはまだ分かりませんが、主幹教諭も2人配置にすることや、国際交流や多文化共生等、様々な学校の特色があると思いますので、校長が具体的にこのような特技を持った、強みを持った教職員を欲しいという要望は、職員担当とやり取りをしつつ、できるだけ叶えられるように努力をしているところでございます。

野口教育長 他の方いかがですか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 これより第43号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎協議事項 「第4期越谷市教育振興基本計画（素案）について」

野口教育長 続きまして、協議事項に入ります。

「第4期越谷市教育振興基本計画（素案）について」、教育総務課長から説明いたします。

教育総務課長。

會田教育総務課長 それでは、第4期越谷市教育振興基本計画（素案）についてご説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の別冊「第4期越谷市教育振興基本計画（素案）」をご覧ください。

第4期越谷市教育振興基本計画の策定に当たりましては、4月の定例教育委員会会議で計画骨子（案）についてご協議いただき、決定した計画骨子を基に、教育委員会事務局におきまして計画素案の原案を作成いたしました。その後、8月に市長部局を含む関係各課所長で構成する策定検討部会及び関係各部長で構成する策定委員会で協議を行うとともに、教育委員会が所管する各審議会等から意見聴取を行い、それぞれでいただいたご意見を踏まえ、段階的に修正を重ね、本日お示ししている計画素案を作成しております。本日は、計画素案の内容につきまして、計画骨子の段階から加わった点などを中心にご説明させていただきます。

はじめに、表紙から2枚をめくっていただきまして、目次をご覧ください。計画全体の構成につきましては、「第1編 総論」「第2編 各論」「第3編 まとめ」の3編構成としております。

第1編の総論では、計画策定の趣旨、基本理念・基本目標、今日の教育を取り巻く社会の動向、第3期計画の検証、施策の体系などを掲載し、第2編の各論では、施策の展開やこども・若者の意見反映に関する取り組み、第3編のまとめでは、計画の進行管理、指標一覧などを掲載しております。なお、第1編「第5章 施策の体系」につきましては、骨子の段階では「第2編 各論」第1章に掲載しておりますが、策定検討部会からの意見を踏まえ、素案では「第1編 総論」の第5章としております。

続きまして、「第1編 総論」でございます。1枚めくっていただき、2ページから5ページにつきましては、「第1章 はじめに」として、計画策定の趣旨や位置づけ、計画期間などの基本的な事項について記述しております。

続きまして、6ページから8ページでは、「第2章 基本理念・基本目標」を記述しております。第4期計画では、教育の継続性等を勘案いたしまして、第3期計画を継承し、基本理念は「生涯学習社会の実現をめざして~いきいきとだれもが夢に向かって輝く越谷教育~」、8ページになり

ますが、基本目標は学校教育・生涯学習・生涯スポーツの3つの基本目標を掲げております。

次に、9ページは、「第3章 今日の教育を取り巻く社会の動向」を掲載しております。(1)少子高齢化・人口減少の進展の下段におきまして、本市の将来推計人口の統計データを追加しております。

次に、恐れ入りますが、12ページをご覧ください。(3)子どもの貧困と経済的格差の拡大・固定化では、コラム欄に「相対的貧困・子どもの貧困」を追加し、用語の説明や本文が分かりやすくなるように工夫しております。そのほか、15ページの「ESD」、19ページの「ヤングケアラー・LGBTQ」につきましても、同様にコラム欄を設けてございます。

なお、計画全体を通して分かりにくい文言につきましては、121ページから129ページにありますとおり、資料編の中で用語説明を設けております。

次に、24ページからにつきましては、「第4章 取り組みにおける成果と課題～第3期計画の検証～」となります。25ページをご覧ください。3つの基本目標及び第2階層であります「施策の方向」ごとに、第3期計画におけるこれまでの取り組みと成果をまとめるとともに、26ページになりますが、第3期計画で掲げた指標の進捗状況について数値を表示した上で、考えられる今後の課題について整理しております。こちらは44ページまで、それぞれの「施策の方向」ごとに同様な形で整理をしております。

続きまして、45ページをご覧ください。「第5章 施策の体系」では、「基本目標」「施策の方向」「施策」「主な取り組み」の4階層の構造を施策体系として掲載しております。なお、第5次越谷市総合振興計画と整合を図るため、「基本目標」から「施策」の第3階層までは統一し、第4階層の「主な取り組み」につきましては、教育振興基本計画で独自に設定をしております。

恐れ入りますが、46ページをご覧ください。「基本目標1」では、学校教育を推進するため、施策の方向として、「9年間を見通した越谷教育を推進する」「確かな学力を育む」「豊かな心を育む」、47ページになりますが、「健やかな体を育む」「自立する力を育む」「質の高い教育環境を整備する」で構成し、それぞれ「施策」「主な取り組み」を設定しております。

次に、48ページになりますが、「基本目標2」では、生涯学習を推進するため、「生涯にわたる学びを進める」「文化活動を充実し、郷土の歴史を継承する」、49ページになりますが、「基本目標3」では、生涯スポーツを推進するため、「健康ライフスタイルづくりを支援する」「スポーツ・レクリエーション活動を支援する」で構成し、それぞれ「施策」「主な取り組み」を設定しております。

続きまして、51ページになりますが、「第2編 各論」をご覧ください。「第1章 施策の展開」として、それぞれの主な取り組みについて、今後5年間に取り組む事業などを具体的に記述しております。

53ページからは、基本目標1、学校教育に関する施策、78ページからは基本目標2、生涯学習、

88ページからは基本目標3、生涯スポーツという構成になっております。各基本目標に掲載している「めざす姿」につきましては、第5次越谷市総合振興計画と統一しております。また、それぞれの取り組みの中で、主管課と市長部局を含む関係課を記載しておりますが、こちらにつきましては策定検討部会で協議し、整理いたしております。

次に、「第2章 市民団体等との連携による教育に関する取り組み」といたしまして、95ページから98ページまで、社会教育関係団体をはじめとした各種団体等との連携により実施している教育に関する主な取り組みについて掲載しております。

次に、「第3章 子ども・若者の意見反映に関する取り組み」といたしまして、99ページから105ページまで、小中学生アンケート及び若者のまちづくり懇談会の結果と、教育施策への子ども・若者の意見反映の取り組みについて掲載しております。

続きまして、恐れ入りますが、107ページをご覧ください。「第3編まとめ」の「第1章 計画の推進」として、計画の進行管理、点検・評価を第3期計画と同様にPDCAマネジメントサイクルに基づき実施してまいります。

108ページから112ページの指標一覧でございますが、第5次越谷市総合振興計画における指標を掲載しております。各指標では、計画最終年度となる令和12年度における目標値を掲げた上で、毎年度進捗状況を確認しながら、施策の成果を検証してまいります。

113ページからは資料編として、計画策定委員会及び計画策定検討部会に係る設置要綱や策定体制、用語説明などを掲載しております。

最後に、今後の予定でございますが、本日の協議を踏まえた計画素案を、10月16日に開催予定であります総合教育会議において教育委員の皆様と市長によりご協議いただいた後、政策会議を経て、11月にパブリックコメントを実施する予定でございます。その後、パブリックコメントでいただいたご意見などを踏まえ、計画最終案を作成し、2月定例教育委員会会議で計画最終案の議決をいただく予定しております。

説明は以上でございます。ご協議のほどよろしくお願ひいたします。

野口教育長 これより協議に入ります。ご質問またはご意見等はございますか。

上原委員。

上原委員 質問ということではないのですけれども、拝見いたしました感想等も含めてお話しできればと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

野口教育長 はい、どうぞ。

上原委員 まず、基本理念のところで、ウェルビーイングが今回は特筆事項として挙がってきました、コラムにも6ページになりますが、掲載していただいております。この「だれもが」というところ、「だれもが幸せや生きがいを感じ」というウェルビーイングですが、学校で言うと教職員と子どもたちが該当すると思うのですが、このことを最後まで拝見していく中で、ウェルビーイ

ングを意識されていることを感じながら読ませていただいたところでございます。

それから、細かいことで恐縮なのですが、65ページに健康教育がございますが、健康教育と保健教育と食育との文言整理というのを少し進められたらよいのかなと読みながら感じておりますし、保健管理なのか健康管理なのかという文言ですけれども、今後整理していく必要があるかなと思いました。「施策の方向4 健やかな体を育む」に健康教育を挙げていただいたところを大変ありがとうございますとの同時に、食育というのも含めていただいてありがとうございます。

その中で、今回の計画素案を拝見していて、かなり各論の部分は細やかな表現をされているという印象を持っております。具体的に教育方法であったり、専門職、多職種連携であったりでございます。学校現場も、もちろん専門職や多職種の方々の連携が今求められている中で、例えば栄養教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーという専門職が出てくるので、ぜひ養護教諭を登場させていただけないとありがたいなと思っておりまして、健康教育の中の子どもの健康に責任を持ち、命にも責任を持っておりますので、ぜひ専門職のお名前を連ねていただくのであれば、養護教諭も登場させていただけないとありがたいという一つの希望でございます。

それから、先ほどご説明がありました、PDCAサイクルの話がございましたが、マネジメントで、学校をマネジメントしているのはもちろん管理職の先生方でいらっしゃいますので、校長、教頭等の管理職という文言をどこかに入れていただけすると、先ほどの養護教諭と同じなのですが、よろしいのではないかと考えております。学校をマネジメントしている校長、教頭のリーダーシップというところをどこかに文言を入れていただけとよろしいかなと感じました。

最後ですけれども、75ページに教職員研修の充実がございます。文教大学と埼玉県立大学があるのですけれども、文教大学ももちろんですが、本学にも様々な専門とされている先生方がおりますので、ぜひ積極的なご活用を今後もお願いしたいと思っております。以上感想でございます。

野口教育長 それぞれの担当部課所で参考にしていただいて、可能なところを生かしていただければと思います。例えば、養護教諭や管理職という言葉を入れるかということについて、検討してもらえばいいかなと思いました。よろしくお願いします。

他の方いかがですか。

渡辺委員。

渡辺委員 上原委員がおっしゃった専門職に養護教諭も入れていただきたいということだったのですけれども、どこのページですか。

野口教育長 上原委員。

上原委員 健康教育の充実のところです。養護教諭は学校保健の中核を担っていて、学校保健をマネジメントしている保健主事がいるのですけれども、そこまで書いてしまうともっと広がってし

まうので、養護教諭の文言があるといいなと思いました。実は栄養教諭という文言の掲載があつたので、同様に掲載いただけるといいなと思いました。

野口教育長 例えは67ページには、栄養教諭等という文言が「食育の推進」に入っているのですよね。だから、66ページの「学校保健の充実」にも養護教諭という文言が入ってもいいのではないかねということだと思うのですが、よろしいでしょうか。

上原委員 はい、お願ひとしてござります。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 感想ですけれども、本計画ではコラムを入れていただいたり、用語説明も巻末に入れていただいたり、とても分かりやすいと感じております。第1編の第5章に「施策の体系」が移動したところも、とてもいいなと感じております。

細かいところですけれども、例えは36ページ（2）指標の進捗状況で、研修受講者アンケートにおいて「大変わかりやすかった」と回答した教員の割合が、R7年度末目標値95.0%だったのだけれども、どうもR7年度末見込値80.0%と、こういう書き方で示されるのか少し分かりかねたのですけれども、目標はこうだったけれども、実際はどうも見込みではこうなりそうだ、という解釈でよろしいですか。

次に、（3）今後の課題で、教職員研修の充実としては、教職員の大量の退職・大量採用や働き方改革、学習指導要領の趣旨等を踏まえた研修内容の充実とあるのですけれども、例えは人権教育や昨今の盗撮の問題等もありますので、そういう研修も実施していきたいということをアピールした方がいいのかなと感じました。

また、「スクール・サポート・スタッフ」という用語ですけれども、この説明が見当たらなかつたので、巻末に入れた方がいいと思いました。

野口教育長 教育総務課長。

會田教育総務課長 ここでは見込値という形になっておりますので、各所管課に問合せをした数値です。計画書になったときに見込値を入れるかどうかというのもありますが、現状では目標をこのように立てているけれども、見込みとしてはこうなので、課題としてはこういう課題がありますという形を、進捗状況として分かりやすく示す必要があります。おっしゃるとおり、このまま見込値という形で計画書に載せるかどうかは、表現を検討させていただきます。

次に、今後の課題の内容につきましては、盗撮等は報道的に捉えて最近の課題なのかと思っておりますので、この場所に掲載なのかどうなのかを含めて、委員のご意見を伺って、どこか適切な場所があれば、所管課と協議した上で検討してまいります。

次に、巻末の用語説明に確かにスクール・サポート・スタッフという説明文がありませんので、付け加える形で検討していきたいと思います。

野口教育長 他の方いかがですか。

五十畠委員。

五十畠教育長職務代理者 今までに説明をされていることかもしれませんけれども、99ページ第3章こども・若者の意見反映に関する取り組みの小中学生アンケートで、4年生以上、全児童生徒にアンケートを取っているということは初めて知ったのですけれども、小中学校の先生方にはどのような形でこれを伝えてくださったのかというのが1点質問です。

それから、100ページのアンケート結果から、私の感想ですけれども、思いやりの心を持って行動できることが魅力ある学校だと多くの児童生徒が答えていたということに対して、大変うれしいなと思いました。それから、体験活動をたくさんできるようにするということが、すごく忘れられている可能性が高いなと思っています。学校行事を検討するときに、体験活動を減らす方向というのが、どうしても今まであったように感じます。これを踏まえて、この結果をフレイドバックした形で校長先生方に伝えていたときに、それがどう具体的な学校の中での取り組みとして生きてくるのかなというのが、何か分かればと思い質問しました。

野口教育長 教育総務課長。

會田教育総務課長 このアンケートにつきましては、実施の際には各学校、校長等にも説明をした上で始め、昨年の夏休み前にタブレット端末を活用した形で調査を行っております。この結果につきましては、まだ全てまとめ切っておりません。冊子として配付するのかデータとしてなのか、まとめたものを、計画と併せて公表していきたいと考えております。

また、小中学生アンケートは、特に意見の多かったものについては、計画策定の事務局としては子どもの意見を取り入れた計画を策定するとしておりますので、当然計画書の中には載ってきますし、今後検討していただく重点施策等の検討の際にも、できれば重点として取り扱えるような形で施策を構成していきたいとの希望はあります。学校現場のまた調整が必要になってくるのかなと思います。

五十畠教育長職務代理者 ありがとうございます。

野口教育長 アンケートの実施当時も教育委員として意見を言ったかもしれませんけれども、アンケートは教育総務課で子どもたちの意見を聞いたのですよね。学校教育部ではなくてアンケートを取ったという、すごく重要なアンケートだったなと思っているのです。今教育長職務代理者がおっしゃったように体験活動をたくさんできるようにしたいということを、私も知ったときに、ああ、こういうことを感じているのだなと少し驚いたのですが、この結果についてはいろいろな機会を捉えて伝えていった方がいいだろうと思っております。

100ページの下段に書いてあるのですけれども、恐らくコロナ禍で、大分体験活動等が減らされ、人との交流がなかなかうまくできなかったことを、子どもたちも寂しく感じていたのだなと、私もその結果を知ったときも感じたのですけれども、今のご意見を伺って同様な感じを受けました。だから、今後も校長会等で伝えていければいいなと思っているところです。

他の方いかがですか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 他になれば、この件については以上といたします。

◎協議事項 「越谷市立小中学校管理規則の一部改正による小中学校の長期休業日の延長について」

「越谷市立小中学校管理規則の一部改正による学校職員の勤務時間の割振り等について」

野口教育長 続きまして、「越谷市立小中学校管理規則の一部改正による小中学校の長期休業日の延長について」及び「越谷市立小中学校管理規則の一部改正による学校職員の勤務時間の割振り等について」は関連があるため、一括して学務課長から説明いたします。

学務課長。

菊池学務課長 それでは、越谷市立小中学校管理規則の一部改正による小中学校の長期休業日の延長について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の21ページをご覧ください。

はじめに、1改正概要についてでございますが、夏の暑さ対策や学校における働き方改革をさらに推進する観点から、越谷市立小中学校管理規則を一部改正し、夏季休業日及び冬季休業日の長期休業日を延長いたします。

次に、2現状についてでございますが、令和2年度に全面実施となった現行の小学校学習指導要領では、授業時数が第3学年から第6学年の各学年で、年間35時間増加いたしました。授業時数の増加に対応する方策として、本市では令和2年度から長期休業日の期間を短縮し、現在の長期休業日としました。しかし、昨今の酷暑により、8月は気温35度を超える猛暑日や、運動の原則中止などを呼びかける熱中症警戒アラートが多発しております。猛暑の中での登下校や学習活動の実施について、大変危惧される状況となっております。

続きまして、会議要項の22ページの資料1をご覧ください。こちらにつきましては、令和5年8月28日の国の中教育審議会質の高い教師の確保特別部会からの「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」に関する資料になりますが、資料中段の取り組みの具体策の（2）各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直しにありますとおり、働き方改革に係る取り組みの具体策の一つに、全ての学校で授業時数を点検し、特に標準授業時数を大幅に上回っている学校は、見直すことを前提に点検を行い、指導体制に見合った計画に見直すことが求められております。そのため、各学校にて学校行事や時間割の見直し等を行い、予備の授業時数の削減に取り組んでいる状況です。

恐れ入りますが、会議要項の21ページにお戻りください。これらの課題を解決するために、近

隣では一度短縮した長期休業期間を短縮前の期間に戻している自治体や、今後、短縮前の期間に戻すことを検討している自治体があることも確認しております。

続きまして、会議要項の23ページの資料2をご覧ください。こちらの資料にありますとおり、令和7年7月9日、越谷市小学校長会及び越谷市中学校長会の連名で、越谷市教育委員会教育長へ長期休業日の延長についての要望書が提出されました。

恐れ入りますが、会議要項の21ページにお戻りください。3改正内容についてでございますが、教育委員会といたしましては、1改正概要にありますとおり、夏の暑さ対策と学校における働き方改革をさらに推進する観点から、規則を一部改正し、長期休業日を延長したいと考えています。

改正内容につきましては、夏季休業日と冬季休業日を延長し、夏季休業日については現在の「7月21日から8月25日」の期間を「7月21日から8月31日」までとし、2学期の開始を「9月1日」にしたいと考えております。冬季休業日については、現在の「12月25日から1月6日」の期間を「12月25日から1月7日」までとし、3学期の開始を「1月8日」にしたいと考えております。

なお、改正後の規則の施行日につきましては、令和8年4月1日といたします。

次に、4今後の予定についてでございますが、本教育委員会会議においてご協議いただきました内容を踏まえ、令和7年10月定例教育委員会会議において、規則の一部改正に係る議案を提出させていただき、議決後11月に市内小中学校に周知いたします。その後、令和8年度から、規則改正後の休業日に変更いたします。

越谷市立小中学校管理規則の一部改正による小中学校の長期休業日の延長についてのご説明は、以上でございます。

続きまして、越谷市立小中学校管理規則の一部改正による学校職員の勤務時間の割振り等についてご説明いたします。

恐れ入りますが、追加議案の会議要項の1ページをご覧ください。

はじめに、1改正概要についてでございますが、埼玉県の「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則」が令和7年4月1日に施行され、学校職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度であるフレックスタイム制の対象者の要件が廃止され、原則全ての学校職員が対象となりました。

本制度を本市で運用するに当たり、越谷市立小中学校管理規則及び越谷市立小中学校職員服務規程を一部改正いたします。

次に、2フレックスタイム制の概要についてでございますが、制度の主な内容として4点ございます。

1点目として、要件でございますが、校長が校務の正常な運営を妨げないと認める場合、学校職員の申告を経て、1週間から4週間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分となるように勤

務時間を割り振ることができます。

2点目として、1日の最短勤務時間数でございますが、2時間から4時間の間で校長が定める時間となっております。

3点目として、全員が勤務しなければならない時間帯であるコアタイムでございますが、月曜日から金曜日までの休憩時間を除いた午前9時から午後4時のうち、2時間から4時間の間で校長が定める時間となっております。

4点目として、勤務時間を割り振ることができる時間帯であるフレキシブルタイムでございますが、午前5時から午後10時までの間で割り振ることが可能となっております。

また、ページ下段にはフレックスタイム制の活用例を掲載しておりますが、例3にありますとおり、土曜日及び日曜日の週休日のほかに勤務時間割り振らない日を設定することが可能となっております。

続きまして、会議要項の2ページをご覧ください。3改正内容についてでございますが、以上の内容を踏まえ、本市において制度運用をするに当たり、越谷市立小中学校管理規則及び越谷市立小中学校職員服務規程を一部改正いたします。

はじめに、越谷市立小中学校管理規則の改正内容でございますが、勤務時間の割り振り等を規定している第20条第1項及び第2項に「週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」に関する事項を追加するなどの条文整理を行います。

続いて、越谷市立小中学校職員服務規程の改正内容でございますが、職員の休暇について規定している第10条のうち、病気休暇の承認願の際に証明書類の提出が必要となる事項を規定した第6項において、同項第1号に「週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を追加いたします。

次に、4今後の予定についてでございますが、先ほど説明させていただきました長期休業日の延長と同様に、本教育委員会会議においてご協議いただきました内容を踏まえ、令和7年10月定例教育委員会会議において、規則及び規程の一部改正に係る議案を提出させていただき、議決後、11月に市内小中学校に周知いたします。その後、本事項に係る改正後の規則及び規程を令和7年12月1日に施行いたします。

説明は以上でございます。ご協議のほどよろしくお願ひいたします。

野口教育長 これより協議に入ります。

まず長期休業日の延長についてのご質問、ご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 22ページ「取組の具体策」1の(2)で、標準授業時数を大幅に上回っているという状況、年間1,086単位を上回っている学校というのは、市内ではどれくらいあるのかないのかということを教えてください。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 予備時数というものがございまして、年間子どもたちが小学校の学習指導要領を学習するために、各学校の校長が年間授業時数というのを内容と時数の観点から設定しております。例えば、授業が雨や台風でできない、あるいはインフルエンザで学級閉鎖になることも想定して、過去は、100%の学校が予備時数を大幅に設定しておりました。

野口教育長 山口委員。

山口委員 「特に、大幅に上回っている」という記載があると思うのですけれども、ある程度不慮のいろいろな出来事で授業ができなくなってしまうのも、予備を取っておくことは多分どこの学校も考えると思うのですけれども、大幅というのは標準授業時数のプラス幅がすごく大きいということだと思うのですけれども、大幅という実態は市内ではあるのか分かりますか。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 現在は、大幅に授業時数を上回って確保している学校はありませんが、数年前は多くの学校で確保しておりました。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 予備時数を取るために、今まで大幅に標準授業時数を上回っていたということでいいですか。

野口教育長 学校教育部長。

磯山学校教育部長 小学校でいうと、6年生が一番授業時数が多いのですけれども、それぞれの教科の授業時数を合計すると1,015時間になるのですけれども、それにプラスして71時間以上の予備時数取っているものを、大幅に予備時数を取っていると言っているところでございます。

各学校はこの通知がされてから、1,086時間以上、授業時数を取らないということで精査して、できるだけ縮減しているところです。併せて、文部科学省はコロナ禍において、標準授業時数を下回ってしまったことだけによって未履修になるということではないと言っているところから、今まで標準授業時数を1時間でも欠けてしまわないようにという認識で各学校は、教育課程を編成していたのですけれども、その辺りを弾力的に捉えることができるようになったことから、できる限り予備時数を少なくしていく方向としているところでございます。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 分かりました。23ページの校長会から提出された要望書ですけれども、長期休業日の延長については、働き方改革ということとこの酷暑での子どもたちの登下校のことが、ともに大変危惧されるというこの2点の理由で長期休業日を延長しようということでいいですか。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 おっしゃるとおりです。また、近隣でもそのように変更する自治体も多くなっていることも確認しております。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 これは、子どもたちにとっても教員にとっても、とてもいいことだと思うのです。ですが、一部の保護者の方は、授業時数がその分少なくなってしまうのではないかと不安に思われるのかなと思いました。保護者の方にも説明をなさると思うのですけれども、その点を丁寧に説明された方がいいのではないかと感じました。

野口教育長 分かりました。保護者への周知という点についてはいかがですか。

学務課長。

菊池学務課長 今まで保護者の方にお伝えすることについては、学校の手紙、ホームページ、あるいは保護者連絡アプリ「すぐーる」等を使いながら、様々なチャネルで情報の提供を丁寧に行って参りました。今回の件につきましても、しっかりと様々なツールで事前に分かりやすく情報提供したいと考えております。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 長期休業日の短縮当時、私は教育委員だったと思うのですが、長期休業日の短縮を言うときには、たしか年間の授業時数が増加したというところでご理解いただいたと思うのです。今回、やはり長期休業日を元に戻すことについても、大丈夫なのかしらと思われる保護者の方もいらっしゃるかと思った次第です。

野口教育長 保護者への周知は丁寧にやっていただくということで、よろしくお願いします。

長期休業日の延長についてのご質問等はよろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

野口教育長 もう一点、勤務時間の割振り等について、フレックスタイム制の導入についてですけれども、ご質問、ご意見等ございますか。

五十畠委員。

五十畠教育長職務代理者 フレックスタイム制が導入された場合、例えばある先生は5時に勤務したいという場合その管理は誰がするのかな、10時まで勤務したいと申し出があった場合、それを許可したという想定で、誰がそれを見届けるのかなというのは、どういうふうに考えればいいのでしょうか。以上質問です。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 学校長が混乱しないように、県で統一した職員への説明用資料を基に、この後、学校長に配付、周知していきたいと考えております。

ただいまのご質問でございますが、要件ということで授業及び学校行事に支障がない、あるいは窓口や電話対応に係る業務に支障がない、校務の運営に支障がない等、5つの要件を踏まえて校長が本人の意向を踏まえ、認めるか認めないかを考えて回答しますので、例に挙げられた夜の戸締まり等の管理あるいは朝5時に来て夜10時までという場合は、健康上有心配があるという場

合は認めないことが考えられます。あくまでも基準としての数字、時間帯でございますので、そのように考えております。

基本的には管理職が学校職員の服務ですか勤務時間を管理しますが、それを管理することで校長、教頭が倒れたりすると、元も子もございませんので、それも含めた運用となっていくと思われます。

野口教育長 一応出勤時刻とか退勤時刻については、「打刻ちゃん」がありますね。

学校教育部長。

磯山学校教育部長 今、出退勤管理につきましては、「打刻ちゃん」という機器にＩＣカードをかざすことによって、出退勤時間、つまり、何時から何時まで学校にいたということが自動的に記録されるようになっています。

今回のフレックスタイム制については、恐らく活用されるとするならば、例えば夏季休業中に、少し涼しいうちに学校に来て早く帰るという形での活用になるのではないかと考えております。課業日、子どもがいるときに早く来て早く帰る、あるいは昼に来て夜帰るということは、まずは考えられないだろうと捉えています。

それによって、時間外在校等時間が、早めに来ているとその分も時間外在校等時間に当てはまってしまいますので、そういう点では働き方改革の趣旨にも沿うと思われます。週4日間勤務をして、3日間お休みするということよりも、勤務時間の開始を早くしてというところに恐らくなるのではないかと想像しているところでございます。

野口教育長 考えてみれば、小学校の担任の教員は授業を休みにしてとは対応しにくく、教科担任制の中学校の教員だったら、この日は授業を入れないで対応するなどができるそうですが、結構難しいなと思います。要件に、「正常な運営を妨げないと認める場合」とあるので、その辺は校長先生のご判断ということになります。

他にいかがですか。よろしいですか。

[発言する者なし]

野口教育長 なければ、この件については以上といたします。

◎その他 「令和7年9月定例市議会について」

野口教育長 続きまして、その他の報告事項に入ります。

「令和7年9月定例市議会について」、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

小泉教育総務部長 それでは、令和7年9月定例市議会の概要につきまして、ご報告いたします。

恐れ入りますが、会議要項の25ページ及び26ページをご覧ください。まず、会期日程でございますが、9月1日から9月25日までの25日間にわたりまして、9月定例市議会が開催されました。

続きまして、27ページ上段をご覧ください。教育委員会に関する議案につきましては、越谷市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてほか3件が上程され、全て原案のとおり可決されました。

次に、教育委員会関係の一般質問でございますが、会期日程にありますように、9月5日及び8日から10日の計4日間にわたりまして、市政に対する一般質問がありました。教育委員会関連の質問につきましては、会議要項の27ページ中段から29ページまでのとおり、13人の議員からそれぞれの立場で質問が行われました。

また、9月12日に開かれました子ども・教育常任委員会における質問事項等は、会議要項の30ページのとおりでございます。質問内容等の詳細につきましては、大変恐縮ではございますが、会議要項をご参照いただき、ご了承を賜りたいと存じます。

令和7年9月定例市議会についてのご報告は、以上でございます。

野口教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 なければ、この件については以上といたします。

◎その他 「教育総務部所管施設の指定管理者の指定について」

野口教育長 続きまして、「教育総務部所管施設の指定管理者の指定について」、スポーツ振興課長から説明いたします。

スポーツ振興課長。

坂巻スポーツ振興課長 それでは、教育総務部所管施設の指定管理者の指定について、ご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の31ページをお開きください。はじめに、1指定期間満了となる施設の指定管理者の指定等についてでございますが、教育総務部が所管する施設について、指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって指定期間満了となることから、令和8年度以降についても指定管理者を指定するため、越谷市指定管理者選定委員会設置要綱並びに越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会条例に基づき、指定管理者の指定の手続等に関する事務を進めているところでございます。

本日は、対象施設の指定管理者の指定方法、指定期間、これまでの経過と今後の予定についてご報告させていただきます。

次に、2対象施設の指定管理者の指定についてでございますが、中段の表「公募・随意指定、指定期間等について」をご覧ください。今回対象となる施設は、日本文化伝承の館こしがや能楽堂、越谷市立総合体育館、越谷市民球場、越谷市立総合公園多目的運動場、庭球場、しらこばと運動公園競技場、第2競技場、野球場、庭球場、ソフトボール場、緑の森公園越谷市弓道場であ

り、現在の指定管理者につきましては、いずれも公益財団法人越谷市施設管理公社となります。

公募・随意指定でございますが、表の1日本文化伝承の館こしがや能楽堂から4しらこばと運動公園競技場ほか4施設までは随意指定としており、指定管理者は引き続き公益財団法人施設管理公社を予定しております。

随意指定の理由でございますが、表の1から4の施設につきましては、各施設の設置目的、利用状況、管理運営の状況、受託団体の設立経過及び組織体制の整備状況等を踏まえ、従来の受託者を指定管理者としてあらかじめ指定することが必要と認められたため、随意指定といたしました。

表の5緑の森公園越谷市弓道場につきましては、公募としており、その理由でございますが、今期についても公募としており、次期についても、選定における機会の公平性、実績評価における透明性、選定結果の公正性を確保するため、公募といたしました。

また、表の3越谷市民球場ほか2施設、4しらこばと運動公園競技場ほか4施設につきましては、それぞれ隣接する施設を一括して管理することにより、利用者のニーズに対応できる柔軟な管理運営を行うことができ、効率化、経費の縮減及びサービス水準の維持が図れることから、それぞれ一体での指定といたしました。

続きまして、会議要項の32ページをお開きください。次に、3指定管理者の指定に関する事務の経過でございますが、現在までに2回の指定管理者選定委員会教育総務部会を開催し、公募・随意指定のほか、指定期間、委託料、公募申請要項、仕様書（案）について協議し、指定管理者選定委員会、指定管理者選定審査会の協議、審査を受けたところです。

次に、4今後の予定でございますが、10月上旬に第2回指定管理者選定審査会を開催し、公募となっている緑の森公園越谷市弓道場の指定管理者の選定を行う予定でございます。ここでは、応募者によるプレゼンテーションを実施し、審査会により選定結果の答申をいただきます。それを受け、第2回指定管理者選定委員会を開催し、審査会の答申を基に、指定管理者の選定の承認決定を行います。そして、11月の教育委員会会議において、12月定例市議会に提案する指定管理者の指定に関する議案についてご協議いただいた後、12月定例市議会に議案上程し、審議、議決をいただき、指定管理者が決定することとなります。その後、令和8年3月に基本協定を締結した後に年度協定を締結し、令和8年4月から管理業務が開始することとなります。

教育総務部所管施設の指定管理者の指定についての報告は、以上でございます。

野口教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 表の5緑の森公園越谷市弓道場のみが公募になっている背景は、もちろん地図で見ると久伊豆神社のそばにある弓道場で、多分ほかの施設と規模的にも大分小さいように思えるのすけれども、規模的にここは必ずしも市の管理公社が管理しなくてもいいのではないかというのが

背景なのでしょうか。

野口教育長 スポーツ振興課長。

坂巻スポーツ振興課長 おっしゃるとおり、規模的にもこの弓道場につきましては規模が小さく、実際、施設勤務も非常勤職員が常駐している状況でございます。管理運営につきましても、事前予約が少なく指定管理者の自由度があるということで、公募で指定するということになります。

野口教育長 他にいかがですか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 他になれば、この件については以上といたします。

◎その他 「令和7年度第1回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について」

「令和7年度第1回越谷市いじめ防止対策委員会について」

野口教育長 続きまして、「令和7年度第1回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について」及び「令和7年度第1回越谷市いじめ防止対策委員会について」は関連があるため、一括して指導課長から説明いたします。

指導課長。

千嶋指導課長 それでは、令和7年度第1回越谷市いじめ問題対策連絡協議会及び令和7年度第1回越谷市いじめ防止対策委員会について、ご報告いたします。

なお、2つの会議は相互に関連しておりますので、一括してご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の33ページをご覧ください。はじめに、越谷市いじめ問題対策連絡協議会についてですが、本連絡協議会は、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止、早期発見及び対処に係る機関及び団体の連携を図るために設置されたものです。

第1回の本連絡協議会は、令和7年7月9日水曜日、午前9時30分から越谷市役所第二庁舎3階教育委員会室にて、委員10名の出席をもって開催いたしました。会議は一部非公開により開催し、傍聴者はおりませんでした。

本会議は、中段に掲載しております次第に沿って進行いたしました。議事等の審議状況ですが、はじめに事務局から報告事項として、昨年度におけるいじめ防止等に係る対策の実績について説明を行いました。次に、協議事項として、関係行政機関の取組として、今年度は越谷警察署と越谷児童相談所の取組について発表していただき、それぞれ協議を行っていただきました。その後、今年度におけるいじめ防止等に係る教育委員会・学校の取組について説明を行いました。それぞれ説明を行う中で、いじめ等の防止についての協議及び各委員の所属する機関や団体のいじめ防止を中心とした取組についての情報共有が行われました。

詳細については、恐れ入りますが、会議要項の34ページ6議事等の概要以降をご参照いただき

たいと存じます。

続きまして、会議要項の39ページをご覧ください。いじめ防止対策委員会についてですが、本委員会は、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止、早期発見及び対処のための対策を実効的に行うために設置されたものです。

なお、本委員会は、「いじめによる心身への重大な被害など、重大事態が発生し、教育委員会が当該事案に係る調査を行う場合においては、いじめ防止対策委員会が調査を担うこと」、「いじめ問題対策連絡協議会の開催後に委員会を開催し、連絡協議会における協議内容等を踏まえたいじめ防止等の実効的な対策について、具体的に協議できるよう配慮するものであること」という役割や特徴があることを補足いたします。

第1回の本委員会は、令和7年7月31日木曜日、午後1時半から越谷市役所第二庁舎3階教育委員会室にて、委員5名の出席をもって開催いたしました。会議は一部非公開により開催し、傍聴者はおりませんでした。

会議は、中段に掲載しております次第に沿って進行いたしました。議事等の審議状況ですが、はじめに事務局から、市教育委員会主管のいじめ防止等に係る取組と、市のいじめ等の状況について説明を行いました。次に、今年度のいじめ防止等に係る取組と、越谷市「いきいきアンケート」等の結果及び今後の取組について説明を行い、それらを踏まえたいじめ防止等の実効的な対策について協議が行われました。

詳細については、恐れ入りますが、会議要項の39ページ中段の6議事等の概要をご参照いただきたいと存じます。

令和7年度第1回越谷市いじめ問題対策連絡協議会及び令和7年度第1回越谷市いじめ防止対策委員会についてのご報告は、以上でございます。

野口教育長 ただいまの説明に対してご質問またはご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 40ページ、C早期対応に関する取組の②令和6年度スクールロイヤーの活動のことですけれども、学校からの法務相談や指導課からの法務相談はかなりの数が活用されていると思うのですけれども、具体的にはどんなことが主に相談されているのか、話せる範囲で教えていただけたらと思います。

野口教育長 指導課長。

千嶋指導課長 学校においていろいろな難しい問題が発生して、保護者からの要望であったり、なかなか学校では判断できなかつたりすることがありましたので、相談を受けました。

具体的には、保護者との話し合いの中で、文書で示してほしい、録音や録画をしたいのだけれどもといったところで、学校が困って相談をするといったケースがありました。

また、今まで各学校で判断をしていた校則について、守らない子ども、保護者に対してどの

ようにご説明したらしいのかなど、今まで学校がしていたことでもやはり相談をしたいといったケースがあったと聞いております。

野口教育長 会議でも、スクールロイヤー制度に対する興味関心が高まっていると、効果は出ているという印象は受けたのですけれども、スクールロイヤーを活用すると学校の負担軽減につながるのだなという感じを受けております。今の話とつながるところがあるかと思います。

山口委員。

山口委員 録音、録画などは、それ自体が少し圧迫感を生んでしまうもので、録音、録画するとなると、その対応は、やはり法律の専門家の介入をしていただいた方がいいのかなと思いますし、きちんと制度がよく運用されているのであれば、非常によかったですと感想として思いました。

野口教育長 他の方いかがですか。

渡辺委員。

渡辺委員 質問なのですが、37ページ、(3) 情報提供の3つ目なのですが、越谷警察署での市内小中学校等からの情報提供をいたしたいじめ問題です。警察署で相談を受けたいじめ問題も多数あると受け取ったのですが、これは学校は知らないけれども、保護者から警察署に相談があったということでよろしいですか。

野口教育長 指導課長。

千嶋指導課長 おっしゃるように、学校が知らずに保護者が直接相談に行くというケースも今増えているので、そういうケースが含まれています。また、学校でも対応しているのですが、保護者がやはり警察署にも相談したいといった内容もございます。具体的件数等は警察署から情報提供はございません。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 警察署は保護者には言わないけれども、こういう場、例えば何々小学校の誰からいじめの相談を受けています等、そういうことも共有されないのでしょうか。

野口教育長 指導課長。

千嶋指導課長 警察署では、本会議で具体的に学校名や名前を共有したことは今までございません。教育委員会へは情報を提供される場合もございます。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 警察署では把握しているけれども、例えばある小学校でこういういじめを受けている事案があるということは、その小学校にも当然言わないということですね。

野口教育長 指導課長。

千嶋指導課長 ケース・バイ・ケースと思っております。学校が関与しなければ解決しない問題も多々あります。学校内での関係性でいじめが起きている場合が多いので、そういった場合は警察署は学校に、もちろん教育委員会を通して直接学校に連絡をするといったことはございます。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 なぜかと申しますと、保護者としては学校には相談できないから警察署に相談に行っている場合、相談が警察署から例えば小学校に情報提供があると、またこれは法的に問題になってしまうのかなと思って少しお聞きした次第です。

野口教育長 警察署で相談内容を学校と共有してもいいか、確認を取ったりしてくれているのだとと思うのですが、その辺はどうなのですか。

指導課長。

千嶋指導課長 保護者の意向に沿ってというのは、学校もそうなのですけれども、警察署も考えて対応しているかと思います。

渡辺委員 ありがとうございました。

野口教育長 他の方いかがですか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 なければ、この件については以上といたします。

それでは、全体を通して他に何かございますか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 他になれば、以上といたします。

最後に、次回の教育委員会会議の日時につきましては、10月23日木曜日、午前10時から教育委員会室で開催いたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 では、そのようにいたしますので、よろしくお願ひいたします。

◎閉会の宣告

野口教育長 それでは、本定例会に提出されました議事は終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。

(午前11時57分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

教 育 長

野 口 久 男

委 員

五十 畑 勝 己

委 員

渡 辺 律 子

委 員

山 口 文 幸

委 員

上 原 美 子

書 記

教育總務課調整幹 館 木 雄